

通行承認申請の手続きについて

2018年7月1日を持ちまして大阪国際空港内における特殊車両通行承認申請につきましては、原則電子メールで提出頂くものとしております。

提出される特殊車両通行承認申請の様式及び記載要領は次のとおりとします。

1. 様式及び提出方法

- 1) 原則は電子メールによる提出とする。
電子メールでの提出が不可能な場合は別途事前に調整すること。
- 2) ファイル形式は原則 PDF 形式とする。
- 3) メールの上限サイズは 35MB とする
※送信者側の容量もありますのでご注意ください。
- 4) ファイル名は次の通りとする。
※特殊車両通行承認申請書については社印押印を行ったものをスキャン等で PDF 化し送付すること。
- 5) 申請は原則通行開始日より 10 営業日前に送信すること。
- 6) 申請を送信したアドレスに「内容確認中メール」が返送される。
届かないときは不達であることから電話等で確認すること
- 7) 送付するアドレスは以下の通りとする
itami-tokusya@kansai-airports.co.jp
- 8) 申請に必要な書類は以下の通りとする。

書類名	備考
特殊車両通行承認申請書（第1号様式）	台数分必要な場合は台数分
トラック・トラクタ内訳書（第3号様式）	2台以上の場合
トレーラ内訳書（第3号様式）	2台以上の場合
車両の諸元に関する説明書 （第2号の1～3様式）	
経路図	平面図に朱書き
自動車検査証の写し （承認日時点で有効なもの）	
新規開発車両設計基準適合証明書の写し	新規開発車両のみ
軌跡図	超寸法車両のみ
現地実測状況写真	超寸法車両のみ（約20m以上）
国道等における特殊車両通行承認書	大阪国際空港に至るまでの許可証

9) メール送付先、その他問い合わせ先については以下の通りとする。

関西エアポート株式会社 基盤技術部 伊丹基本施設管理グループ 担当
〒560-0036
大阪府豊中市蛸池西町3丁目555番地
TEL 06-4865-9574
FAX 06-6843-5709
Mail itami-tokusya@kansai-airports.co.jp
URL http://www.kansai-airports.co.jp/index.html

2. 承認後の対応について

1) 承認後、1.承認書 2.条件書 3.車両内訳書 4.経路図 を、申請書を送付頂いたメールアドレスに返信致します。特殊車両で空港道路を通行する場合は、承認を受けた各車両に1.~4.の資料を搭載下さい。